令和８年（フ）第６０号
埼玉県川越市脇田新町19番地８　（アミティＹ303号室）、前住所埼玉県川越市石原町２丁目６番地20
破産者　高橋　克則
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１８９号
埼玉県富士見市ふじみ野西３丁目12番地３アブランドルふじみ野301
破産者　和香こと　上野　静香
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２３６号
埼玉県ふじみ野市清見一丁目６番地１　アルカディアⅠ　102号
破産者　山口登志昭
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２４８号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目3003番地の107
破産者　大原　拓己
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２４９号
埼玉県所沢市林３丁目512番地の23
破産者　西村　　泉
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２６３号
埼玉県所沢市南住吉21番10号　ベルメゾン101
破産者　橋本　昌典
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２６５号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1831番地30
破産者　小川真由美
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２７１号
埼玉県川越市新宿町５丁目12番地２　（ファインドエル２新宿403号室）
破産者　丸亀　敏邦
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５４８号
横浜市南区真金町１丁目５番地　エミールハイツｐａｒｔⅡ　504
破産者　森田　朝子（旧姓礒）
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４６１号
岐阜市芥見南山１丁目27番10号
破産者　箕浦　友恵
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第４７２号
岐阜市尼ケ崎町１丁目12番地１　（サンシャインキャッスル　202号室）
破産者　村上　幸夫
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１３７号
岐阜市岩地１丁目３番30―302号　（リアリノ岩地ビル）
破産者　伊藤　界一
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２８４６号
愛知県新城市愛郷字大貝津７番地、従前の住所愛知県津島市西愛宕町２丁目188番地18
破産者　成瀬　時康
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３１１７号
名古屋市中川区中郷２丁目36番地　シャルマンドミール105号、従前の住所愛知県瀬戸市はぎの台４丁目72番地
破産者　近藤　　治
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２９号
愛知県知多郡武豊町字ヒジリ田95番地　ブランドゥース306号
破産者　新美　克也
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８０号
愛知県津島市橘町５丁目92番地５
破産者　長谷川　瑠
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８２０号
名古屋市港区入船１丁目４番３号　リリーハイツ港707号
破産者　秋田　規行
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８９６号
名古屋市天白区原３丁目1106番地の１　ユーフォリア303号
破産者　菊地　康浩
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部